

自動車リサイクルシステムの車両状況照会機能拡充について

本年7月13日(金)に開かれた(第11回)産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議において、経済産業省及び環境省から「ユーザーへの広報活動の重点化と監視機能の強化」(抜粋別紙1参照)について報告・提案がなされ、その必要性について同会議からの合意を受けて、資金管理法の業務を行う財団法人自動車リサイクル促進センター資金管理センターは、ユーザーによる監視機能の強化について検討WGを設置して経産省・環境省と合同で以下の通り自動車リサイクルシステムの改善を検討してきたところ。

1. 車両状況照会機能拡充の概要

自動車の所有者が車台のリサイクル料金額や預託の有無を閲覧できる現行の『一般料金照会機能』(平成20年2月より『車両状況照会機能』に名称を変更)に、最終所有者が使用済自動車として引取業者に引き渡した以降、自ら引き渡した使用済自動車が適切に処理されているか、自ら確認できるよう、各工程別の移動報告状況を閲覧できる機能を追加拡充。

ユーザー自身が、自車の移動報告状況を閲覧することで、以下の効果を実現する。

- 1) 自らのリサイクル料金の使途の把握を通じて、自動車ユーザーが自動車リサイクルシステムに対して一層の理解を深める。
- 2) 使用済自動車の処理プロセスを透明化することにより、関連事業者(特に最終所有者との直接の交渉をもつ引取業者による悪質行為の防止)による適切な処理を促し、自動車リサイクルシステム全体の安定に資する。
- 3) ユーザーからの引取業者の不明や解体報告記録日の問い合わせ等コンタクトセンターへのコールを減らし、業務の効率化を図る。

<一般料金照会機能(車両状況照会機能)で閲覧可能な情報>

(1)車台の情報

車台番号、登録番号、車両区分、装備の有無

(2)車台のリサイクル料金及び預託情報

リサイクル券番号、リサイクル料金、預託の有無

<車両状況照会機能の拡充により閲覧可能な情報>…詳細については検討中

(3)移動報告の情報

各工程の処理済み・未済みの状況表示(引取→フロン→解体→破碎)

各工程の移動報告詳細情報

- ・ 移動報告日
- ・ 引取業者の事業所名称及び住所等
- ・ (情報管理センターから国土交通省へ通知する)解体報告記録日

※拡充機能の画面イメージは別紙2参照

2. 車両状況照会機能の拡充に関する費用と負担方法

(1) 現時点での費用の規模感

今後実施する入札に関する金額情報となるため、資金管理業務諮問委員会の了解を得て非公開。

なお、システム構築のイメージは、別紙3参照。

(2) 費用の負担方法

初期費用……………初期費用を資金管理料金から負担することとした場合、料金設定時には資金管理料金を活用して大幅なシステム構築を行うことを前提にはしていなかったため、11年間の収支均衡に少なからぬ影響が見込まれる。合同会議の審議を踏まえ、その政策的な必要性和緊急性に鑑み、資金管理法人において特定再資源化預託金等を原資として実施することとしたい。

維持・運用費用……………車両状況照会機能を拡充した部分の維持・運用は、現行の一般料金照会機能の維持・運用の延長であることから、指定法人業務に関する費用負担の基本的な考え方を踏襲し資金管理料金等から負担する。

3. 特定再資源化預託金等からの充当枠の承認について

車両状況照会機能の拡充に要する費用は指名競争入札の結果で確定すること及び平成20年5月から本機能を提供するためには、10月に応札ベンダーと契約を取り交わし詳細な検討を行う必要があるため、今回の資金管理業務諮問委員会においては、車両状況照会機能の拡充に要する費用の充当枠について審議・承認いただきたい。

再資源化預託金等特別会計、承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計及び資金管理料金特別会計の補正予算については、12月に開催される第22回資金管理業務諮問委員会で審議・承認をお願いしたい。

車両状況照会機能の拡充に要する費用の充当枠については、今後実施する入札に関する情報となるため、資金管理業務諮問委員会の了解を得て非公開。

4. 今後のスケジュール

9月18日	第21回資金管理業務諮問委員会(機能概要、費用の充当枠の審議・承認)
9月	主務官庁による合同審議会関係委員への意見確認
9月	指名競争入札
10月	応札ベンダーとの契約
12月	第22回資金管理業務諮問委員会(補正予算の審議・承認)
同	理事会審議・議決
12月末～1月初	システム停止期間時に設備設置
1月～3月	主務大臣への資金管理業務の実施に要する費用への充当の承認申請、主務大臣承認 主務大臣への補正予算の認可申請、主務大臣認可
平成20年5月	GWシステム停止期間中に機能入替 再開後、車両状況照会拡充機能の提供開始

※なお、平成20年5月の機能提供が実現できない場合は、次の大幅なシステム停止期間が次の年末年始になるため、本機能の提供は平成21年1月からとなる。

以上